

薬生発1219第1号

平成30年12月19日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成30年政令第342号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第144号。以下「改正省令」という。）が平成30年12月19日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

(1) ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 101-83-7)

(2) 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

(3) メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸1%以下を含有するものを除く。

有するものを除く。

(CAS No. : 68-11-1)

- (4) モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン6%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 110-91-8)

- 2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、2²-フルオロ-3⁴-プロピル [1¹, 2¹: 2⁴, 3¹-テルフェニル] -1⁴-カルボニトリル及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 127523-43-7)

- 3 施行期日

平成31年1月1日から施行する。ただし、2については、公布日から施行する。

- 4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（平成31年1月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成31年3月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、平成31年3月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。

3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N- [（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル] -1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3-（ジフルオロメチル）-1-メチル-N- [（3R）-1, 1, 3-トリメチル-2, 3-ジヒドロ-1H-

インデン-4-イル] - 1H-ピラゾール-4-カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 1352994-67-2)

2 施行期日

平成31年1月1日から施行する。

第3 その他

改正政令の新旧対照表については別添1、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

平成30年度第2回薬事・食品衛生審議会薬事分科会資料（資料28 平成30年度第1回毒物劇物部会について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000360158.pdf>

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) (143)（略） (145) ニーフルオロ―三―プロピル〔一・二…二・三―テルフェニル〕―一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤 (146)（略） (147) (183)（略） 三十三 四十一の四（略） 四十二（略） 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。 ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除</p> | <p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) (143)（略） (145) ニーフルオロ―四―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 （新設） (146) 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤 (182)（略） 三十三 四十一の四（略） 四十二 二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサンを含有する製剤 （新設）</p> |

く。

四十三 (略)

四十三の二と四十七 (略)

四十七の二 (略)

四十七の三 三—(ジフルオロメチル)——メチル—N—(

三R)——・—トリメチル—二—ジヒドロ—H—

インデン—四—イル)——H—ピラゾール—四—カルボキサミ

ド及びこれを含有する製剤。ただし、三—(ジフルオロメチル

)——メチル—N—(三R)——・—トリメチル—

二—ジヒドロ—H—インデン—四—イル)——H—ピラ

ゾール—四—カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八と百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メ

ルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九 (略)

四十三 二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシル

フェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二と四十七 (略)

四十七の二 二—ジフェニルアセチル—・三—インダンジオン

〇・〇〇五%以下を含有する製剤

(新設)

四十七の三 ジプロピル—四—メチルチオフェニルホスフェイト

及びこれを含有する製剤

四十八と百の十五 (略)

百の十六 二—メルカプトエタノール—〇%以下を含有する製剤

。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二—メルカプトエタノール—〇・一%以下を含有するものを除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百一 (略)
百一の二 (略)

百一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六%以下を含有するものを除く。

百二 (略)

百二の二 百十 (略)

2 (略)

百一 (略)

百一の二 モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤

(新設)

百二 沃^ま化水素を含有する製剤

百二の二 百十 (略)

2 (略)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令（三三七）
 - 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三八）
 - 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三九）
 - 関税法施行令等の一部を改正する政令（三四〇）
 - 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三四一）
 - 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（三四二）
- 〔規 則〕
- 人事院規則一七〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七〇—一七二）

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委六五、六六）
 - 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同六七、六八）
 - 日本国に帰化を許可する件
（法務四一八）
 - 消費生活用製品安全法第十八条第一項の登録の更新を行った件
（経済産業二四八）
 - 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件
（同二四九）
 - 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局二三四）
（近畿地方整備局一六七）
- 〔人事異動〕
- 内閣
- 〔皇室事項〕
 - 〔官庁報告〕
 - 官庁事項
 - 九州地方整備局公示（九州地方整備局）
 - 国家試験
 - 採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）

〔公 告〕

裁判所
諸事項
相続、失踪、除権決定、破産、再生
関係
会社その他

三 三

本号で公布された
法令のあらまし

○公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令（政令第三三七号）（公正取引委員会）

1 審査局及び同局管理企画課の所掌事務並びに同局審査長の職務を変更することとした。（第四條、第一八條及び第一九條関係）

2 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することとした。

○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三八号）（法務省）

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二九号）の施行期日は平成三一年四月一日とする。こととした。

○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三三九号）（法務省）

1 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二九号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、漁船損害等補償法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。

2 この政令は、改正法の施行の日（平成三一年四月一日）から施行することとした。

○関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（財務省）

1 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第六一條関係）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十二号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中(182)を(183)とし、(145)から(181)までを(146)から(182)までとし、(144)の次に次のように加える。

(145) ニーフルオロ―三―プロピル〔一・二・三〕―テールフェニル―一―カルボニトリル及び

これを含有する製剤

第二条第一項第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 シシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、シシクロヘキシルアミン

四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第四十七号の三を第四十七号の四とし、第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―(三R)―一―三―トリメチル―

二―三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―一―H―ビラゾール―四―カルボキサミド及び

これを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―(三R)―一―三―

トリメチル―二―三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―一―H―ビラゾール―四―カ

ルボキサミド三％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第百号の十八を第百号の十九とし、第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十

六の次に次の一号を加える。

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有する

ものを除く。

第二条第一項第百一号の二の次に次の一号を加える。

百一の三 モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六％以下を含有するものを除

く。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定

は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、

第百号の十七及び第百一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き

行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において

「法」という)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三

十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む)及び第二項

の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三